

## No. 2 生産緑地地区の変更に関する案件概要

議第 1107 号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

	新	旧	増減
面積	約 301.6ha	約 307.0ha	△約 5.4ha
箇所数	1,725	1,762	△37

(内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、横浜市では、平成4年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

平成4年時点の指定状況は、1,552箇所、面積は約275.1haでした。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行い、平成26年時点の指定状況は、1,762箇所、面積は約307.0haとなっています。

### 【今回の変更内容】

	指定の基準	箇所数	面積 (約 ha)
追加 拡大	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	5	0.2
	市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から指定するもの	1	0.1

	変更の理由	箇所数	面積 (約 ha)
廃止 縮小	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	38	△5.1
	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	7	△0.6
位置、区域及び面積の変更	国土調査等により公図に変更のあったものや隣地との境界が確定したことなどに伴う指定状況の精査により、都市計画図書の是正が必要となったもの	1	0

この結果、生産緑地地区全体としては、箇所数は37箇所減の1,725箇所、面積は約5.4ha減の約301.6haとなります。